

施設貸借契約書

国立大学法人名古屋工業大学長 松井信行（以下「甲」という。）と名古屋工業大学職員組合執行委員長 坂本 功（以下「乙」という。）とは、施設貸借について次のとおり契約を締結するものとする。

（施設貸与）

第1条 貸借施設は、三共会館内組合事務室（以下「施設」という。）とし、甲は、乙にこれを無償で貸与するものとする。

（期間）

第2条 施設貸借の期間は、契約締結日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、同一条件で更に1年間延長するものとし、それ以後も同様とする。

（経費負担）

第3条 施設の使用に伴う電気、水道、ガス及び電話の使用料は甲の負担とする。

（原状変更）

第4条 乙は、施設を模様替、改造等により原状を変更（施設の修繕及びその他軽微な変更を除く。）しようとする場合には、事前に模様替等の計画を書面によって甲に申し出し、その承認を得なければならない。

（遵守義務）

第5条 乙は、善良な管理者の注意をもって、施設を管理、使用しなければならない。

（協議）

第6条 本契約に関して生じた疑義及び本契約に定めのない事項については、必要に応じて誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年12月9日

甲 国立大学法人名古屋工業大学長 松井 信

乙 名古屋工業大学職員組合執行委員長 坂本

